

3 1975年付近 E C E 標準産業連関表の各国別注解 OECD 主要国 (SNA)

日 本

| | |
|--|--|
| 原 資 料 | <p>対象年次 1975年表</p> <p>作成機関：行政管理庁統計基準部</p> <p>国連受理：1981年7月</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>商品×商品ベース</p> <p>第1, 第2象限： 生産者価格（国内生産） 税関渡し価格（輸入）</p> <p>第3象限の付加価値（商品ベース）：生産者価格</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>(ii) 純間接税</p> <p>(iii) 分類不明 項目及び残差</p> <p>(iv) その他</p> | <p>全体としてISICの26部門分類に従う</p> <p>－「その他の在庫増加」は、「一般政府の在庫増加」を含む</p> <p>生産者価格及び税関渡し価格による評価</p> <p>－ 純商品税は、表の第1, 第2象限に表示されておらず、純非商品税と合わせて第3象限に計上。</p> <p>－ 付加価値税は日本では徴収されていない。</p> <p>「分類不明及び統計的調整」項目は、次のものを含む。</p> <p>－ 表の他の部分に分類されない活動を示す。他に特定されない部門。この部門は、実際には、行、列の推計誤差を含む調整項目として扱われる。</p> <p>－ 産業部門で通常使用される財貨、サービスで、事務用品供給、及び物財梱包の仮設部門</p> <p>－ マルメによる若干の誤差あり</p> <p>－ 国内中古財の販売は報告されていない。</p> <p>－ 屑の扱いは、ストーン方式による（ある部門から他の部門へのマイナス投入とみなし、後者から需要部門に配分）</p> <p>－ 日本では「家計外消費支出」項目は福利厚生費及び交際費など、い</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>いわゆる「企業消費」にあたる。</p> <p>日本の国民勘定では、これらの費用は、一種の営業経費（中間消費）として扱われている。しかし、この項目を産業部門から部門への支払い移転として扱う方法もある。それによると、家計外消費支出は、雇用者所得として付加価値に含まれ、また民間最終消費支出として最終需要に含まれる。</p> |
| 国民勘定の集計値との斉合性 | <p>I・O表の第2，第3象限の集計値は、家計外消費支出（上述）の取り扱いを除き、国民勘定統計の同じ集計値とおおむね斉合的。輸出，輸入については、（投入産出表では除外される）要素所得の扱いに差異があり、また輸入は国民勘定ではFOBで評価。</p> |

ドイツ連邦共和国

| | |
|---|--|
| 原 資 料 | <p>対象年次：1975年表</p> <p>作成機関：連邦統計局（ヴィスバーデン）</p> <p>国連受理：1981年9月</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>商品×商品ベース</p> <p>部門分割は、「ヨーロッパ統合経済勘定（ESA）」（EC統計局公表）に従う。</p> <p>第1，第2象限：生産者価格（国内生産） ex-customs（税関渡し）価格（輸入）</p> <p>第3象限の付加価値：生産者価格</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>他の相違点</p> | <p>ISICの部門分類と異なるのは</p> <ul style="list-style-type: none"> － ISICの「金属鉱業」（23）と「その他の鉱業」（29）は合算表示 － ISICの「共同体その他のサービス業：産業」（92～95），「共同体その他のサービス：政府」（91～93），「共同体その他のサービス業：生産者」（92～95）は、合算表示。 <p>他の相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> － 「その他の在庫増加」は、「一般政府の在庫増加」を含む。 － 「その他の粗固定資本形成」は、「一般政府の粗固定資本形成」も含む。 |

| | |
|---|--|
| <p>(ii) 純間接税</p> <p>(iii) 分類不明 項目及び 残 差</p> <p>(iv) そ の 他</p> | <p>生産者価格，税関渡し価格による評価</p> <p>— 商品税は表の第1，第2象限に表示されていない。 第3象限の純間接税（商品税を除く）は，輸入税以外の商品税を含む。</p> <p>— 付加価値税は粗量扱い</p> <p>表には記載されていない</p> <p>国内中古財及び屑の販売は商業の行に追加</p> |
| <p>国民勘定の集 計値との斉合 性</p> | <p>I・O表の第2，第3象限の集計値は，国民勘定統計の同じ集計値と斉合的。民間最終消費支出については，国内市場での民間最終消費支出として，総計を公表。従って国内市場での非居住者による直接購入は輸出から控除され，居住者による海外での購入は輸入から控除される。</p> |

イギリス

| | |
|---|--|
| <p>原 資 料</p> | <p>対象年次：1975年表 作成機関：中央統計局（ロンドン） 国連受理：1981年5月</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成形式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>商品×商品ベース</p> <p>第1, 第2象限は：基本価格（国内生産） CIF 価格（輸 入）</p> <p>第3象限の付加価値：基本価格。活動別</p> <p>国内総生産の配分は、産業ベースではなく商品ベース。</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>他の相違点</p> <p>(iii) 純間接税</p> <p>(iv) 分類不明項目及び残差</p> <p>(v) その他</p> | <p>ISIC の26部門分類と異なるのは</p> <ul style="list-style-type: none"> － ISIC の「金融業，保険業，不動産業及び事業サービス業」（8）は「共同体その他のサービス業：産業」（92～95）も含む。 － 「その他の在庫増加」は、「一般政府の在庫増加」を含む。 － 「その他の粗固定資本形成」は、「一般政府の粗固定資本形成」も含む。 <p>基本価格及びCIF 価格による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> － 純商品税は，第1，第2象限に表示されておらず，ともに第3象限より控除。 － 付加価値税は純量表示。 <p>「分類不明項目及び統計的調整項目」は，次のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 副産物の第3象限での現在付加価値への産業ベースでの移転。しかし，国内総生産（GDP）の要素は，産業ベースではなく，商品ベースで部門間に配分される。 － マルメによる若干の誤差 － 国内中古財及び屑の販売は「商業」行に追加 － 政府部門の商品購入は，商品販売を除いた純量表示 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>国民勘定の集計 値との斉合性</p> | <p>I・O表の第2, 第3象限の集計値は, 国民勘定統計の同じ集計値と斉合的。データは, SNAではなく, ESAに従い, EC統計局から1975年表について求められたものを基礎にしている。民間最終消費支出については, 総計は, 国内市場での民間最終消費支出(家計消費)。従って国内市場での非居住者による直接購入は, 輸出から控除され, 外国での居住者による直接購入は, 輸入から控除される。</p> |
|---------------------------|---|

フランス

| | |
|--|---|
| <p>原 資 料</p> | <p>対象年次：1975年表 作成機関：国立統計経済研究所（パリ） 国連受理：1981年11月</p> |
| <p>総 記 (i) 作成方式 (ii) 評価方式</p> | <p>商品×商品ベース 部門分割は, 「ヨーロッパ統合経済勘定(ESA)」(EC統計局公表)に従う。 第1, 第2象限の数字は, 控除可能な付加価値税を差し引いた購入者価格表示。これらの数値は供給者内訳を示していないため, 単に国内生産と輸入の合計額のみを与える。内訳の利用できない第3象限の付加価値税(内訳利用不可)は購入者価格で, 付加価値税を控除したものと含めたものが表示されている。第2象限(〔注〕標準表では第3象限に表示)に別掲の部門別輸入総額はCIF価格表示。</p> |
| <p>特 記 (i) 部門分類 他の相違点</p> | <p>ISICの26部門分類と異なるのは <ul style="list-style-type: none"> － ISICの「水道業及び水道供給業」(42)は, 「電気, ガス及び蒸気業」(41)に含まれる － ISICの「共同体その他サービス：政府」「共同体その他サービス：生産者」(91~95)は合算し, 前者として表示。 <ul style="list-style-type: none"> － 商業マージンは第1, 第2象限の「商業」に含まれず他の産業の数字に含まれる。 </p> |

| | |
|---|---|
| <p>(ii) 純間接税</p> <p>(iii) 分類不明 項目及び残差</p> <p>(iv) その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> - 付加価値要素は第3象限に表示されていない。付加価値税を控除した付加価値は、「雇用者所得」行に表示 - 「一般政府の在庫増加」は、「その他の在庫増加」を含む。 - 純商品税は第1, 第2象限に別掲されていない。 - 第3象限の間接税その他は生産物に対する付加価値税 - 付加価値税は純量表示 - 第1象限の残差項目は、副産物の部門間移転。 それにより、当該部門の実際の産出高はそれに対応する生産物の総産出高となる。移転の総計はゼロ。 - 第1, 第2象限の残差列項目は、それぞれ中間消費と最終需要取引に関する商業マージン(上述)。これらは取引を購入者価格で評価した場合、個々の商品の生産(中間及び最終)の商業マージンに係る部分を消去するための調整項目として導入されている。 - ISICの非市場サービス(91~95)による商品の購入は商品販売控除額として表示。 - 第2象限〔注〕標準表では第3象限)の輸入は、中間消費及び最終需要の輸入総額。 - 銀行の帰属サービス料(467,55億フラン, 1975年)は、銀行の中間消費に含まれる(付加価値より控除)。 - 国内の中古財及び屑の販売は商業に追加。 |
| <p>国民勘定の集計 値との斉合性</p> | <p>I・O表の第2, 第3象限の集計値は、国民勘定統計の同じ集計値と斉合的。民間最終消費支出については、I・O表の総計は、国内市場での民間最終消費支出。</p> <p>従って国内市場での非居住者による直接購入は、輸出から控除され、外国での居住者による直接購入は輸入から控除される。</p> |

イタリア

| | |
|---|---|
| <p>原 資 料</p> | <p>対象年次：1975年表 作成機関：中央統計局（ローマ） 国連受理：1981年6月</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>商品×商品ベース 部門分割は、「ヨーロッパ統合経済勘定（ESA）」（EC統計局公表）に従う。</p> <p>第1，第2象限：生産者価格（国内生産） 税関渡し価格（輸入） 第3象限の付加価値：生産者価格</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>他の相違点</p> <p>(ii) 純間接税</p> <p>(iii) 分類不明 項目及び残差</p> | <p>ISICの26部門分類と異なるのは</p> <ul style="list-style-type: none"> － ISICは「石炭鉱業」(21)を除く「鉱業及び採石業」(2)は含まれている。従って、ISICの「原油及び天然ガス生産業」(22)「金属鉱業」(23)、「その他の鉱業」(29)に関するデータはこの表では利用できない。この分類はESAのR44バージョン，NACE-CLIOに従うもの。 <p>他の相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> － 「その他の在庫増加」は、「一般政府の在庫増加」を含む。 － 「その他の粗固定資本形成」は、「一般政府の粗固定資本形成」を含む。 <p>(ii) 純間接税 生産者価格，税関渡し価格による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> － 純商品税は第1，第2象限に表示されず，第3象限に純非商品税（ただし，関税その他を除く）と合算表示。 － 付加価値税は純量表示 <p>(iii) 分類不明 項目及び残差 「分類不明及び統計的調整」項目は，次のものを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> － 通常の副産物及び関連生産物の移転は，第1象限の修正項目として表示。移転の量は一部がプラスで一部がマイナス。総計はゼロに等に等しい。 － マルメによる若干の誤差 |

| | |
|---------------|---|
| (iv) その他 | <p>— 国内中古財及び屑の販売は、E S Aと同じ扱い（再生サービス部門—NACE/CLIO分類番号、620—to記録され、それはISICの「共同体その他のサービス業：産業」（92～95）に属する）。</p> |
| 国民勘定の集計値との斉合性 | <p>I・O表の第2，第3象限の集計値は、国民勘定統計の同じ集計値と完全に斉合的。民間最終消費支出については、I・O表の総計は、国内市場での民間最終消費支出。従って、国内市場での非居住者による直接購入は輸出から控除され、外国での居住者による直接購入は輸入から控除される。</p> |

東欧社会主義国（SNA重視のMPSおよびMPS）

ハンガリー

| | |
|--|---|
| 原資料 | <p>対象年次：1976年表 作成機関：中央統計局（ブタペスト） 国連受理：1981年10月</p> |
| <p>総記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>産業×産業ベース</p> <p>最も重要な付随的活動について調整。すなわち近似的に、アクティビティ×アクティビティ分類を採用。</p> <p>税金を控除し、補助金を含む基本価格（国内生産）及びCIF価格（輸入）で評価。市場価格での総投入・産出価額を得るには、純商品税を中間ないし最終利用のために購入される財の価額に追加する。</p> |
| <p>特記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>(ii) 純間接税</p> <p>(iii) 分類不明項目及び残差</p> <p>(iv) その他</p> | <p>部門分類は106部門。この部門分類はECE表のISIC分類と完全に対応してはいないが、両者の差異は無視できる。</p> <p>国内部分の純商品税は、輸入に関する純商品税を含む。</p> <p>表には記載されていない。</p> <p>雇用主が支払う社会保障出資金と非商品税は、その他の所得項目に含まれる。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 国民勘定の集計 値との斉合性 | I・O表の第2，第3象限の集計値は，国民勘定統計の同じ又は類似の集計値と完全に斉合的。 |
|-------------------|---|

ポーランド

| | |
|---|---|
| 原 資 料 | 対象年次：1977年表 作成機関：中央統計局（ワルシャワ） 国連受理：1981年9月 |
| 総 記 (i) 作成方式 (ii) 評価方式 | 産業×産業ベース 第1，第2象限：生産者価格（国内生産） CIF（総輸入） 第3象限の付加価値：生産者価格 |
| 特 記 (i) 部門分類 他の相違点 (ii) 純間接税 (iii) 分類不明項目及び残差 (iv) その他 | 国内生産フローについてはISIC部門分類 － 「在庫増加－その他」は，在庫の増加総額及び以下の諸部門で消費される財貨，物的サービスを含む：研究開発，国家行政，司法，金融保険，社会機関，及び統計的不突合） － 「その他の粗固定資本形成」は，粗固定資本形成総額を含む。 第1象限の中間取引と第2象限の数字が市場価格（生産者価格）のため，純間接税は，表に表示されていない。一方，第3象限の純間接税は「その他の所得」項目に含まれる。 「分類不明項目及び統計的調整」項目は，次のものを含む。 － 第1，第2象限の物的領域の総計に対する統計的不突合 － 産業分類と商品分類の間の調整項目。この項目は第1象限の残差行に表示されているが物的領域の総計にはカウントされない。（物的領域の産業分類と商品分類の間の調整項目の総計はゼロに等しい） － 輸入の財貨，サービスの中間取引についての詳細な情報は利用できない。しかし，部門別の輸入総額は，第2象限にではなく，第1象限に与えられている。 |

| | |
|---------------|---|
| (iii) 分類不明 | |
| 項目及び残差 | 「分類不明及び統計的調整」項目は次のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> － 第1, 第3象限におけるマルメによる若干の誤差 － 最終利用部分として表示されている供給総額と利用総額間の調整項目としての第2象限の統計調整列 (21,761億クローネ, 最終利用総額の0.4%) |
| (iv) その他 | 輸出入データはチェコの卸売価格, すなわちチェコの価格水準に換算された交渉価格。輸入は輸入取扱い外国貿易機関の取引コスト及び輸入原料, 輸入商品への国家の価格規制による割増金や割引という取引コストにより増加する。 |
| 国民勘定の集計値との斉合性 | I・O表の第2, 第3象限の集計値は, 「国民勘定統計の同じ集計値と斉合的。 |

チェコスロバキア (1977年表)

| EC産業分類 (ISIC) | 1977年原表の部門分類 (ISIC) |
|---------------|---------------------|
| 1 | 01, 02 |
| 21 | 03 |
| 22 | 04 |
| 23 | 05, 06 |
| 29 | 07 |
| 31 | 08, 09, 10 |
| 32 | 11, 12, 13, 14 |
| 33 | 15, 16 |
| 34 | 17, 18 |
| 35 | 19, 20, 22, 23, 24 |
| 353 | 21 |
| 36 | 25, 26, 27 |
| 37 | 28, 29 |
| 38 | 30, 31, 32, 33, 34 |
| 39 | 35 |
| 41 | 36 |
| 42 | 37 |
| 50 | 38 |
| 60 | 39 |
| 71 | 40 |
| 72 | 41 |
| 8.9 (a) | 42 |
| 8.9 (b) | ... |

(注) (a) : 物的分野
(b) : 非物的分野

ユーゴスラビア

| | |
|--|--|
| <p>原 資 料</p> | <p>対象年次：1976年表 作成機関：連邦統計局（ベオグラード） 国連受理：1981年7月</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>産業×産業ベース</p> <p>ISIC 部門分類で作成された48部門 I・O原表より統合集計（分類表参照）</p> <p>第1，第2象限： 生産者価格（国内生産） 税関渡し価格（輸 入）</p> <p>間接税は，取引マージンの一部として扱う。関税は，輸入品の価格に含まれるが，同じく貿易部門の一部である輸入取引税は含まない。第3象限の付加価値は，生産者価格。</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>他の相違点</p> <p>(ii) 純間接税</p> <p>(iii) 分類不明項目及び残差</p> | <p>非物的領域に関して利用可能なデータがないこと。及び下記の相違点を除き，指示されたISIC 部門分類が全体として守られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － ISIC の「レストラン及びホテル業」（63）は独立の部門として表示（仕出し業，観光業を含む） － ISIC の「運輸業及び倉庫業」（71）は，「通信業」（72）を含む。 － 「その他の在庫増加」は，「一般政府の在庫増加」を含む。 － 「その他の粗固定資本形成」は，「一般政府の粗固定資本形成」を含む。 <p>第1象限の中間取引及び第2象限の数字が市場価格（生産者価格，税関渡し価格）で与えられ，一方，第3象限の純間接税は，「その他の所得」項目に含まれるため，間接税は表に表示されていない。</p> <p>関税以外の輸入品に対する間接税は，外国貿易機関の部分に表示されている。</p> <p>「分類不明項目及び統計的調整」項目は，次のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> － ユーゴの I・O表では，独立の部門として扱われている屑と廃棄物。（41.4億ディナール，すなわち粗付加価値の0.7%，そのうち37.49億ディナールは中間利用で3.91億ディナールは最終利用） － 第3象限の若干の生産部門についての在庫減少 |

| | |
|---------------|---|
| (iv) その他 | <p>— マルメによる若干の誤差</p> <p>生産には物的財貨、物的サービスを生産する活動のみを含み、その他の活動は、最終需要に含まれる（M P S の定義に従う）。従って政府、教育、保健・金融その他サービス諸機関は、生産領域には含まれない。しかし、生産的活動における非生産的サービスへの支出は、「その他の所得」項目に表示。</p> |
| 国民勘定の集計値との斉合性 | I・O表の第2，第3象限の集計値は、国民勘定統計の同じまたは類似の集計値と斉合的 |

ユーゴスラビア（1976年表）

| E C E 産業部門 (ISIC) | 1976年 I・O表の48部門で使用した部門分類 |
|----------------------|--------------------------|
| 1 | 36, 37, 38 |
| 21 | 2 |
| 22 | 4 |
| 23 | 6, 8 |
| 29 | 11, 20 |
| 31 | 30, 31, 32, 33 |
| 32 | 25, 26, 27, 28 |
| 33 | 22, 23 |
| 34 | 24, 34 |
| 35 (353を除く) | 3, 18, 19, 29 |
| 353 | 5 |
| 36 | 12, 21 |
| 37 | 7, 9, 10 |
| 38 | 13, 14, 15, 16, 17 |
| 39 | 35 |
| 41 | 1 |
| 42 | 46 |
| 50 | 39, 40, 41 |
| 61, 62 | 43 |
| 63 | 44 |
| 71 | 42 |
| 72 | ... |
| △ 8, 9 (a) | 45, 46, 47 |
| △ 8, 9 (b) | ... |
| 残 差 | 48 (屑, 等) |

(注) (a) : 物的分野
(b) : 非物的分野

北 欧 諸 国

デンマーク

| | |
|---|--|
| 原 資 料 | 対象年次：1975 年表 作成機関：デンマーク統計局（コペンハーゲン） 「デンマーク投入産出表（1975）」（EC 統計局） |
| 総 記 (i) 作成方式 (ii) 評価方式 | 産業×産業ベース 第1，第2象限： 基本価格（国内生産） CIF （輸 入） 第3象限の付加価値：基本価格 |
| 特 記 (i) 部門分類 他の相違点 (iii) 純間接税 (iv) 分類不明 項目及び残差 | 全体として ISIC の26部門分類に従う。 — デンマークでは、ISIC の「石炭鉱業」（21）、「金属鉱業」（23）が存在しない。 — 営業余剰は固定資本の消費も含む。 — 「その他の在庫増加」は、「一般政府の在庫増加」を含む。 — 「その他の粗固定資本形成」は、「一般政府の粗固定資本形成」を含む。 — 国内部分の純商品税は輸入関連の純物品税を含むが、輸入関税は含まない。輸入関税は基本価格に含まれる。 — デンマークの国民勘定で、総生産高（付加価値）が市場価格で部門別に与えられていないため、産出についての純商品税の総額は利用できない。 — 付加価値税は純量表示。 「分類不明及び統計的調整」項目は、次のものを含む。 — 外国貿易統計（輸入）で捉えられない特殊なサービスの輸入。例えば、(i) 北海のデンマーク側の沖合活動に対する財貨、サービスの直接輸入。(ii) 居住者による海外での購入及び出張費用等、及びデンマークでの非居住者等による購入、(iii) デンマーク船舶のための海外への支払い。 — マルメによる若干の誤差 |

| | |
|-------------------------------|--|
| (iv) その他 国民勘定の集計 値との斉合性 | <ul style="list-style-type: none"> ー 国内中古財及び屑の販売は、類似の新品を生産する部門に配置 I・O表の第2，第3象限の集計値は、国民勘定統計の同じ集計値と斉合的 |
|-------------------------------|--|

ノルウェー

| | |
|---|--|
| 原 資 料 | 対象年次：1975年表 作成機関：中央統計局 国連受理：1981年9月 |
| 総 記 (i) 作成方式 (ii) 評価方式 | 産業×産業ベース (商品×産業，産業×商品表より作成) 第1，第2象限：基本価格（国内生産） CIF 価格（輸 入） 第3象限の付加価値：基本価格 |
| 特 記 (i) 部門分類 他の相違点 (ii) 純間接税 (iii) 分類不明 項目及び残差 | ISIC の26部門分類と異なるのは ー ISIC の「共同体その他のサービス業：産業」（92～95）は「共同体その他のサービス業：生産者」（92～95）を含む ー 「その他の在庫増加」は、「一般政府の在庫増加」を含む。 ー 「その他の粗固定資本形成」は、「一般政府の粗固定資本形成」を含む。 ノルウェーの国民勘定では、付加価値税はグロスで表示されているが、この表では付加価値税は純量表示。「純」とは中間消費の場合、控除可能な送り状のつけられた付加価値税の控除を意味し、生産者によって控除できない額をなおその中に含む。 「分類不明項目及び統計的調整」項目は次のものを含む。 ー 非居住家計によるノルウェーにおける現存する実物資本の買売及び直接購入は、第2象限の国内部分に含まれる。 ー 財貨及びサービスの非競争的（補完的）輸入は、第1，第2象限に輸入として含まれる。 |

| | |
|---------------|--|
| (iv) その他 | <ul style="list-style-type: none"> － マルメによる若干の誤差 － 国内中古財及び屑の販売は、売当されない現存現実資本の買売とは別個に「商業」行に追加される。 － 銀行の帰属サービス料は、営業余剰（40.61億クローネ）及び金融部門の内部取引（ISICの「金融業，保険業，不動産業及び事業サービス業」（8））に含まれる。 |
| 国民勘定の集計値との斉合性 | I・O表の第2，第3象限の集計値は，国民勘定統計の同じ集計値と斉合的 |

スウェーデン

| | |
|---|--|
| 原 資 料 | <p>対象年次：1975年表</p> <p>作成機関：国家中央統計局（スウェーデン）</p> <p>国連受理：1981年6月</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>商品×商品ベース</p> <p>第1，第2象限は 基本価格（国内生産） CIF 価格（輸 入）</p> <p>第3象限の付加価値は基本価格</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>(ii) 純間接税</p> | <p>ISICの26部門分類と異なるのは</p> <ul style="list-style-type: none"> － ISICの「その他の鉱業」（29）は，「石炭鉱業」（21），「原油及び天然ガス生産業」（22）を含む。 － ISICの「共同体その他のサービス業：産業」（92～95）は，「共同体その他のサービス業：生産者」（92～95）を含む － その他の在庫増加は，一般政府の在庫増加を含む。 － その他の粗固定資本形成は，一般政府の粗固定資本形成を含む。 <p>基本価格及びC I F 価格による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> － 純商品税は第1，第2象限に表示されず，いずれも第3象限から控除。 － 国内部分についての純商品税は，輸出純商品税を含む。 |

| | |
|---|---|
| <p>(iii) 分類不明項目及び残差</p> <p>(iv) その他</p> | <p>－ 付加価値税は純量扱い。</p> <p>「分類不明項目及び統計調整」項目はマルメによる若干の誤差を含む。</p> <p>－ 国内中古財及び屑の販売は「商業」行に追加。</p> <p>－ 報告された調査票では、政府部門のデータ（ISIC「共同体その他のサービス：政府」（91～94）は、商品の取引、すなわち、政府の財貨販売（行）と財貨購入（列）に限定されるが、総生産（中間消費、付加価値を除く）の他の要素も含むように調整されている。</p> <p>従って政府の最終消費支出の範囲は拡張されている。</p> |
| <p>国民勘定の集計値との斉合性</p> | <p>I・O表の第2，第3象限の集計値は、国民勘定統計の同じ集計値と斉合的。しかし、1981年に公表された改訂国民勘定データと完全に比較可能ではない。民間最終消費支出については、I・O表の総計は国内市場での非居住者による直接購入は輸出から控除され、外国での居住者による直接購入は、輸入から控除される。</p> |

南 欧 諸 国

ポルトガル

| | |
|---|---|
| <p>原 資 料</p> | <p>対象年次：1974年表</p> <p>作成機関：産業経済基礎研究グループ（GEBEI）</p> <p>60×60行列形式</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>産業×産業ベース</p> <p>第1，第2象限：生産者価格（国内生産）</p> <p>CIF 価格（輸 入）</p> <p>第3象限の付加価値：生産者価格</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>他の相違点</p> | <p>ISICの26部門分類と異なるのは</p> <p>－ ISICの「共同体その他のサービス業：産業」（92～95）は、「共同体その他のサービス業：生産者」（92～95）を含む</p> <p>－ その他の在庫増加は、一般政府の在庫増加を含む</p> |

| | |
|------------------|--|
| (ii) 純間接税 | <ul style="list-style-type: none"> － その他の粗固定資本形成は一般政府の粗固定資本形成も含む。 <p>生産者価格及び CIF 価格による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> － 純商品税は、表の第 1, 第 2 象限に表示されておらず、第 3 象限に含まれる。 － 付加価値税はポルトガルでは徴収していない。 |
| (iii) 分類不明項目及び残差 | マルメによる若干の誤差 |
| 国民勘定の集計値との斉合性 | I・O 表の第 2, 第 3 象限の集計値は、範囲の違いにより国民勘定統計の同じ集計値と若干異なる。 |

スペイン

| | |
|-----------|---|
| 原 資 料 | <p>対象年次：1975 年表</p> <p>出所：『スペインの生産構造－1975 年 I・O 表とスペイン経済の相互依存関係の分析』（連邦預金局経済・社会研究基金）</p> |
| 総 記 | |
| (i) 作成方式 | 産業×産業ベース |
| (ii) 評価方式 | <p>第 1, 第 2 部門： 生産者価格（国内生産）</p> <p style="padding-left: 100px;">CIF 価格（輸 入）</p> <p>第 3 象限の付加価値は要素価格（粗）</p> |
| 特 記 | |
| (i) 部門分類 | <p>全体として ISIC の 26 部門分類に従う</p> <ul style="list-style-type: none"> － その他の在庫増加は、一般政府の在庫増加を含む － その他の粗固定資本形成は、一般政府の粗固定資本形成を含む。 |
| (ii) 純間接税 | <ul style="list-style-type: none"> － 生産者価格及び CIF 価格による評価 － 「純商品税以外の間接税」は第 1, 第 2 象限の「純商品税」に含まれ、いずれも第 3 象限から控除 － 付加価値税は、スペインでは徴収されていない。 |
| (iii) その他 | <ul style="list-style-type: none"> － スペインの I・O 表は、ヨーロッパ統合経済勘定体系（ESA）に従う。唯一の例外は、副産物と公的機関による残余販売との取り扱いである。 |

| | |
|---------------|--|
| | 副産物は原部門に表示され、控 れ、推計が困難なため、公的機関による非販売サービスの残余販売を差引くことはしない。 |
| 国民勘定の集計値との斉合性 | I・O表の第2，第3象限の集計値は，国民勘定統計の同じ集計値と斉合的 |

欧州のその他の諸国

オーストリア

| | |
|-----------------|--|
| 原 資 料 | 対象年次：1976年表 作成機関：オーストリア中央統計局（ウィーン） 国連受理：1981年5月 |
| 総 記 (i) 作成方式 | 産業×産業ベース 1976年31部門暫定 I・O表に依拠（オーストリア商業会議所，1981年初） |
| (ii) 評価方式 | 第1，第2象限： 生産者価格－付加価値税（国内生産） CIF 価格（輸 入） 第3象限の付加価値：〔生産者価格－付加価値税〕。 付加価値構成（費用構成）は，E C E 標準産業連関表では記載されていない。 |
| 特 記 (i) 部門分類 | ISIC（国際標準産業分類）の26部門分類と異なるのは － ISICの「石炭鉱業」（21－ISIC分類コード。以下同様） 「金属鉱業」（23）「その他の鉱業」（29）が一括表示。「石炭鉱業」（21）は，オーストリア中央統計局の追加情報より入手可。 － ISICの「原油及び天然ガス産業」（22）及び「石油精製業」（353）は，合算表示。 － ISICの「その他の鉱業」（29）は，「非金属鉱物製品製造業」（36）の（マグネサイト）耐火レンガも含む。 － ISICの「非金属鉱物製品製造業」（36）は，「その他の鉱業」（29）の石膏鉱業，自然石，砂，砂利採取業を含む。 |

| | |
|--|---|
| <p>他の相違点</p> <p>(ii) 純間接税</p> <p>(iii) 分類不明 項目及び残差</p> <p>(iv) その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> — ISICの「電気、ガス及び蒸気業」(4)及び「水道業及び水道供給業」(42)も合算表示して報告された。しかし、それはオーストリア中央統計局の水道業及び水道供給業に関する追加情報に基づき分割された。 — ISICの「運輸業及び倉庫業」(7)は、「通信業」(72)を含む。 — ISICの「共同体その他のサービス業：産業」(92～95)は、「共同体その他サービス業：生産者」(92～95)を含む。 — ISICの「共同体その他のサービス業：産業」(92～95)は「金融業、保険業、不動産業及び事業サービス業」(8)の各種事業サービス業を含む。 — 付加価値要素は、第3象限に明示されていない。 — その他の粗固定資本形成は、一般政府の粗固定資本形成を含む。 <p>生産者価格（除付加価値税）およびCIF価格による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> — 純商品税は輸入関連税、（輸入関税等）を除き第1、第2象限ではなく第3象限に含まれる。 — 付加価値税は純量表示。また付加価値税は非表示。 <p>表には記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 銀行の帰属サービス料（286.5億シリング）は、金融活動の中間消費に含められ、活動余剰から控除。 — 中古財の取引マージンは、製造業を含む。 — 屑は、副産物として扱う — 農業部門の部門内取引は、農業部門の総生産高としては利用できず、他の産業及び最終需要に対する生産総額として規定。従って、農業部門の内部取引は特定不可。 — 一般政府の在庫増加は特定不可。 |
| <p>国民勘定の集計値との斉合性</p> | <p>I・O表の第2、第3象限の集計値は、公的国民勘定の集計値と斉合的。しかし、I・O表の輸出入総額が外国貿易統計によって評価。一方、国民勘定の集計値では、国際収支統計の不突合は、それぞれ輸出及び輸入の数値に帰着する。定義上の相違もある。すなわち、I・O表では（最終需要－付加価値）で評価され、国民勘定統計では最終需要は付加価値を含む。</p> |

オランダ

| | |
|--|--|
| <p>原 資 料</p> | <p>対象年次：1975年表 作成機関：オランダ中央統計局 国連受理：1981年7月</p> |
| <p>総 記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>産業×産業ベース</p> <p>第1, 第2象限： (近似) 要素価格 (国内生産) CIF 価格 (輸 入)</p> <p>オランダでは、要素価格の使用は、生産者価格よりよい基礎価額の近似とみられている。第3象限の付加価値は要素価格 (グロス)</p> |
| <p>特 記</p> <p>(i) 部門分類</p> <p>他の相違点</p> <p>(ii) 純間接税</p> | <p>ISIC の26部門分類と異なるのは</p> <ul style="list-style-type: none"> — ISIC の「石油精製業」(353) を除く「化学工業製品, 石油, 石炭, ゴム及びプラスチック製品製造業」(35) は, 「石炭鉱業」(21) も含む。 — ISIC の「石油精製業」(353) は, 「原油及び天然ガス生産業」(22) を含む。 — ISIC の「その他の製造業」(38) は, 「他に分類されない専門的, 科学的計量, 制御装置, 写真及び光学製品製造業」(3850) を含む。 — ISIC の「電気, ガス及び蒸気業」(41) と「水道業及び水道供給業」(42) は, 合算表示されているが, 付録Ⅱに紹介した方法で分割される。総生産についての基礎的細分データ, 輸出・輸入データは, 産業統計と外国貿易統計から得られる。一方, 投入係数, 算出係数はオランダの投入産出表から得られる。 <p>その他の粗固定資本形成は, 一般政府の粗固定資本形成を含む。</p> <p>基本価格, CIF 価格の基本価格による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> — 純商品税以外の純間接税は, 第1, 第2象限の純商品税に含められすべて第3象限から控除 — いくつかの輸入農産物に課される税は, その物品に配分 (4, 21 億ギルダ) されず, 純間接税に含まれる。(輸入)。 — 付加価値税は純量表示 |

| | |
|---|---|
| <p>(iii) 分類不明項目及び残差</p> <p>(iv) その他</p> | <p>「分類不明及び統計的調整」項目は、次のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 他の部門で取扱えない財貨，サービス（第1，第2象限） — 競争的産業に割当てられないサービスの輸入及び国内で生産されないある種の輸入品（「補完的輸入」，140.86億ギルダで輸入総額（CIF表示）の13.8%。このうち99.54億ギルダは第1象限で49.32億ギルダは第2象限） — 銀行の帰属サービス料は，第3象限の営業余剰に含まれる（65.97億ギルダ） — 国内中古財及び屑の販売は，商業の行に追加 — 一般政府の在庫増加は，表示されておらず，一般政府の生産者の中間消費に含まれる。 |
| <p>国民勘定の集計値との斉合性</p> | <p>I・O表の第2，第3象限の集計値は，国民勘定統計の同じ集計値と完全に斉合的。民間最終消費支出については，I・O表の総額は，国内市場での民間最終消費支出に居住者による海外での直接購入を加えたもの。これは，I・O表（商品フロー）に対するSNA勧告の包含範囲である。従って，国内市場での非居住者による直接購入は輸出から控除され，外国での居住者による直接購入は輸入から控除される。</p> |

トルコ

| | |
|--|--|
| <p>原資料</p> | <p>対象年次：1973年表 作成機関：国家統計局（アンカラ） 国連受理：1981年7月</p> |
| <p>総記</p> <p>(i) 作成方式</p> <p>(ii) 評価方式</p> | <p>産業×産業ベース</p> <p>第1，第2象限： 生産者価格（国内生産） CIF価格（輸入）</p> <p>第3象限の付加価値：生産者価格</p> |
| <p>特記</p> <p>(i) 部門分類</p> | <p>ISICの26部門分類と異なるのは</p> |

| | |
|------------------|--|
| 他の相違点 | <ul style="list-style-type: none"> — ISICの「水道業及び水道供給業」(42)は、「電気、ガス及び蒸気業」(41)のガス、蒸気業を含む。 — ISICの「共同体その他のサービス業：産業」(92～95)は、「共同体その他のサービス業：生産者」(92～95)を含む。 — 「その他の在庫増加」は、「一般政府の在庫増加」を含む |
| (ii) 純間接税 | <ul style="list-style-type: none"> — 産出に対する純商品税の総額は利用不可 — 国内生産と輸入に対する純間接税は、第3象限の要素投入の中に示されている。 |
| (iii) 分類不明項目及び残差 | 表には記載されていない。 |
| (iv) その他 | <ul style="list-style-type: none"> — 在庫増加データは、産業の原材料、成品、半製品ならびに商業その他のサービス産業の原材料、商業在庫を含む。 — 機械、設備、会社建物使用料は、生産部門にではなく、第3象限の要素投入としてその他の所得項目に表示。 |
| 国民勘定統計との斉合性 | I・O表の第2、第3象限の集計値は、国民勘定統計の同じ集計値と斉合的 |

北 米
カ ナ ダ

| | |
|-----------|--|
| 原 資 料 | 対象年次：1975年表 作成機関：カナダ統計局 国連受理：1981年5月 |
| 総 記 | |
| (i) 作成方式 | 産業×産業ベース |
| (ii) 評価方式 | 第1、第2象限：基本価格。これらの数字は国内生産総額と輸入のフローだけを与え、供給の源泉間の区別については何ら説明しない。 第3象限の付加価値：要素価格 |
| 特 記 | |
| (i) 部門分類 | ISICの26部門分類と異なるのは <ul style="list-style-type: none"> — 水道業及び水道供給業は公営であるため、ISICの「水道業及び水 |

| | |
|------------|---|
| 他の相違点 | <p>道供給業」(42)は除外。</p> <ul style="list-style-type: none"> — その他の所得は、固定資本の消費も含む。 — その他の在庫増加は、一般政府の在庫増加を含む。 |
| (ii) 純間接税 | <p>純間接税は中間需要及び最終需要に賦課される総額(商品税、非商品税に非分割)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 純商品税は第1, 第2象限に示されて、「純間接税-純商品税」を含む。 — 粗中間投入は「純間接税-純商品税」の額だけ購入者価格を超過。 — 純商品税総額(すなわち純間接税)列は、表示されていない。 — カナダでは付加価値税は徴収されていない。 |
| (iii) 分類不明 | <p>「分類不明及び統計的調整」項目は次のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「営業供給品、事務用品、研究室供給品及び食料」及び「旅行、広告及び宣伝」すなわち産業部門で通常使用される財貨、サービスは仮設部門。これら仮設部門の要素費用はゼロ(原部門を含む)。 — 国際収支の旅行勘定を配分した他に分類されない輸出入(第1象限3,424億ドル, 第2象限5.32億ドル, うち2,8196億ドルは輸出。5.32億ドルは民間最終消費支出) — 非競争的輸入。すなわち国内経済に対応するものない商品(第1象限7.283億ドル, 第2象限1.547億ドル。うち, 6.011億ドルは食品工業の中間投入1.502億ドルは民間最終消費支出)。 — 第1象限, 第2象限の数字は国内生産と輸入の合計額なので, 輸入は第2象限の残差列にマイナス列として表示。 — マルメによる若干の誤差がある。 |
| (iv) その他 | <ul style="list-style-type: none"> — カナダのI・O表の勘定枠組は, 最終需要項目に対応する要素投入の行列を含む。賃金所得は, 政府及び民間部門によって支払われた賃金, 俸給及び追加的所得を含む。これらの価額は, ISICの「共同体その他サービス: 政府」(91~94)及び「共同体その他のサービス業: 産業」(92~95)部門の雇用者所得としてE C E標準表の第3象限に移転される。政府部門及び民間部門の非営利機関の固定資本の消費についても同様の移転が行われる。 |

| | |
|----------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> — 政府及びその他の生産者の最終需要は、新SNAに従うよう換算されている。その結果、中間取引に関する財貨、サービスの購入、販売は、政府列と第1象限の行の中に、部門別に表示され、第2象限の最終需要としての政府消費支出（プラス及びマイナスの原数値は第1象限の列と行に移転）及び付加価値は第3象限に示されている。その他の生産者については、付加価値及び民間最終消費支出の価格だけが含まれる。 — 別途に報告される輸送マージンは、標準表では「商業」部門に含まれる。 — 国内中古財及び屑の販売は、商業の行に追加。 |
| <p>国民勘定の集計値との斉合性</p> | <p>I・O表の第2，第3象限の集計値は，国民勘定統計の同じ集計値と斉合的。</p> |